

地域交流



平成30年3月9日、淡河本町にある本陣跡にて、町内で活動されている団体の皆さんが一同に会し「ボランティア交流会」が開催されました。色々な活動の紹介から、地域拠点型一般介護事業の中で行われているミニデイ等の方々による「銭太鼓・ソーラン節」、「荒城の月」や「黒田節」を披露されました。また地域でサークル活動されているの方々による「琴の演奏」、「フォークダンス」など多彩な演目もありました。当施設からも協賛事業所として「おてがるフィットネス」の案内や「デイケア」の紹介などさせていただきました。



平成30年1月30日、上淡河福祉センターで開催された「介護予防教室」に訪問しました。あんしんすこやかセンターより、介護予防に関するアンケートや地域で行っている教室などのお知らせの後「いきいき！元気体操」を、ひろめ隊の方々と一緒に行いました。その後、リハビリスタッフによる二重課題体操を皆さんと行いました。皆さん大笑いしながら楽しく体操ができました。参加者の中には過去におてがるフィットネスに来ていただいた方や、グラウンドゴルフ愛好者の方も多く参加が見られ、終始和やかな時間の中で交流させていただきました。

リハビリ科スタッフ紹介



リハビリテーション科は作業療法士3名、言語聴覚士2名、理学療法士4名（非常勤1名）の計9名で仲良く元気にやっています。リハビリのみんなのとりえは、とりえず「よく食べ、よく動く」ことかなと思っています。

いよいよ超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムが全国的に導入されはじめ老人保健施設が持つ「在宅支援」の機能が今まで以上に重要となってくるのではないかとわれています。うらでも4月からは「訪問リハビリ」を開設し在宅サービスから入所まで一貫したリハビリテーションの提供により地域の皆さまの在宅支援を行える施設となっていけるよう努力していきたいと考えています。高齢者が中心となる社会の中、リハビリの在り方は従来の受け身なりハ

ビリから、自分で目標を定めて自分から積極的に行なうリハビリへと、大きく変化してきております。皆さまの可能性を最大限に生かしたさまざまなチャレンジを我々スタッフはどんどん応援していきますのでよろしくお願ひします。さあみなさん新しい明日に向かってレッツリハビリです(^)

【編集後記】

花見シーズンです。小ネタを少し(*^_^*) お花見の時に売られている花見団子の3色の意味を御存じでしょうか。ピンクは、桜の花で春・白は雪の色で冬・緑は新緑の色で夏を表わしているそうです。「秋がない」のは、「飽きない」、つまり食べ「飽きない」という言葉遊びが入っています。私は、「花より団子」です(#^_^#)

看護師 芝崎

うららだより 56号

発行日 平成30年4月1日

発行者 山本 正博
編集者 広報委員会

医療法人社団康明会 介護老人保健施設うらら
〒651-1603 神戸市北区淡河町淡河574
TEL 078-950-5177 FAX 078-950-5188
URL: <http://www.roken-urara.jp>



私たちは
地域のみなさまが
自分らしく生きるために
心のこもった医療と介護で
応援します。

お知らせ

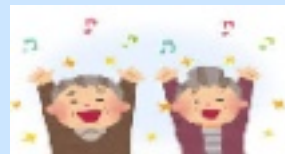
毎年8月に開催をしていました夏祭りを今年より秋祭りとして変更開催の運びとなりました。10月吉日に開催予定としています。詳細は次回広報誌にてお伝えします。夏祭り同様、多数の参加をお待ちしています。

各フロア 主な行事予定

デイケア	フルーツフラワーパーク花見食事会
2階	協同学苑花見食事会・各月誕生会
3階	施設内花見茶話会・各月誕生会



デイケア リズム体操



デイケアにて、リズム体操の講師の方が来所されました。昔懐かしい曲に合わせて体を動かしていきます。座ったまま全身を使う動きが出来るので、普段車イスを使われている方も含め、皆様楽しく体を動かしておられました。現在は毎月1回の不定期開催となっています。普段動かすことが少ない部分を動かす良い機会になったのではないのでしょうか！



2月3日 デイケア 節分 豆まき



2月といえば節分という事で、デイケアにも赤鬼と青鬼がやってきました。帰りの送迎前に利用者様に豆まきを楽しんでいただきました。本物の豆は使用せず、今回は玉入れの際に使用する紅白の玉を使用しました。皆さんこぞとばかりに鬼めがけて玉を投げておられました。なぜがよく顔に当たっていました(笑)ちなみに今回の鬼役は男性職員が努めました。動き回ってへとへとになっていました。利用者様も楽しんでいただけたのではないかと思います

HAPPY BIRTHDAY

2階

誕生日会



3月11日 日曜日 午後より誕生日会のレクリエーションを行いました。スタッフによりエレクーンとギターでの演奏で利用者様に楽しんでいただきました。演奏に合わせて一緒に歌ったり、中には手をたたいたり素晴らしい笑顔が見る事ができとても楽しい誕生日会となりました。曲の例をあげると、「時の流れに身をまかせ」「なごり雪」「高原列車はいくよ」等利用者様が日頃からよく歌っている歌を選びました。利用者様から後日すばらしい演奏だったとお褒めの言葉を頂き私達職員も嬉しくなりました。このような機会があればまた演奏させて頂きたいと思ひます。

3階 たこ焼きイベントを開催



1月24日、3階にてたこ焼きパーティーを開催いたしました。新年最初のイベントがたこ焼きではちょっと芸がないかな?と心配しておりましたが、意外にも利用者の皆様は大喜びで食して下さいました。関西でありながら施設でのお食事にたこ焼きが登場することはほぼありませんので珍しいような懐かしいような感覚を覚えてくださったのかもかもしれません。普段レクリエーションに積極的では無い利用者様までもが「手伝おか! 焼こか! まだか!」等、大きな声を出して下さい、非常に楽しいひと時となりました。

平成30年度介護報酬改定について

3年に一度の介護報酬改定が4月から施行されました。

改定の主な内容をお知らせいたします。

平成30年度介護報酬改定の概要

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定 **改定率: +0.54%**

I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けられる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料

老健施設は、地域包括ケアシステムの中核施設として「在宅支援」機能の強化が期待されます。

介護報酬につきましては、平均0.54%のプラス改定となりましたが、利用者様の負担は、サービス内容によって上がる場合と下がる場合があります。

今後も老健施設の役割を理解し、地域の皆様が自分らしく生きるために心のこもった医療と介護で応援させていただきます。

事務長 安田啓二

新事業のお知らせ

平成30年4月 訪問リハビリ開設

～施設で、通所で、在宅で～

利用者様への更なる在宅支援をめざし
訪問リハビリを開設いたします。

★訪問リハビリの魅力



- 利用者様の居宅においてセラピストによるリハビリを行います。
- 心身状態や住環境に応じた実用的なリハビリを行います。
- 機能や生活動作の維持・改善を目指し、より良い暮らしのため常に主治医やケアマネジャーと連携します。

★ご利用の条件

- 要介護認定または要支援認定を受けておられる方
- うららからおおむね車で30分圏内にお住まいの方
- 「訪問リハビリ」の必要性を主治医から認められた方